

2023年6月19日

各位

会社名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠登史
(コード番号 6706 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 伊藤 一浩
(TEL. 03 - 3216 - 1671)

第 97 回定時株主総会 第 2 号議案に関する補足について

2023年6月29日に開催予定の当社第97回定時株主総会に付議を予定しております「第2号議案 定款一部変更の件」に関して、株主の皆様へ、より正確な情報を提供させていただくために、以下において補足の説明を致します。

株主の皆様におかれましては、下記の内容もご参照いただき、当該議案へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

当社の現定款では、中間配当は取締役会の決議をもって行うことができると定めておりますが、その他の配当の決議に関する規定はなく、期末配当に関しては、法令および定款に従って株主総会の決議をもって行うこととされています。

本議案における定款一部変更を行った後は、取締役会において剰余金の配当等を決議することができることとなりますが、当社は会社法第460条(株主の権利の制限)第1項に基づく定款の定めは設けず、剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。当社は今後も、剰余金の配当を株主総会の決議で行う方針です。

この変更は、当社が2022年5月に開示いたしました「中期経営計画 DKK-Plan2025」および同計画内で示したキャピタルアロケーションに基づく資本政策および配当政策を機動的に進めることができるよう、積立金の取崩しを取締役にて行うことを可能とすることを意図しております。そのため、本議案により変更される定款の規定により、株主が持つ配当の決定権を奪うものではありません。

したがって、第2号議案の内容は、株主・投資家の皆様へ不利益を及ぼすものではなく、むしろ株主還元の円滑化に資するものと考えます。

以上